

新法の施行

根 拠 法	男 女 共 同 参 画 社 会 基 本 法	配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等 に 関 す る 法 律	女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律
全面施行日	平成１３年１月	平成１４年４月	平成２８年４月
性 格 (法が目指すもの)	あらゆる分野における 男女の機会平等、 格差の是正	配偶者暴力防止と被害者 支援等を通じた人権擁護 と男女平等の実現	働く場における積極的改善 措置の実効性の確保による 男女の実質的な機会の均等

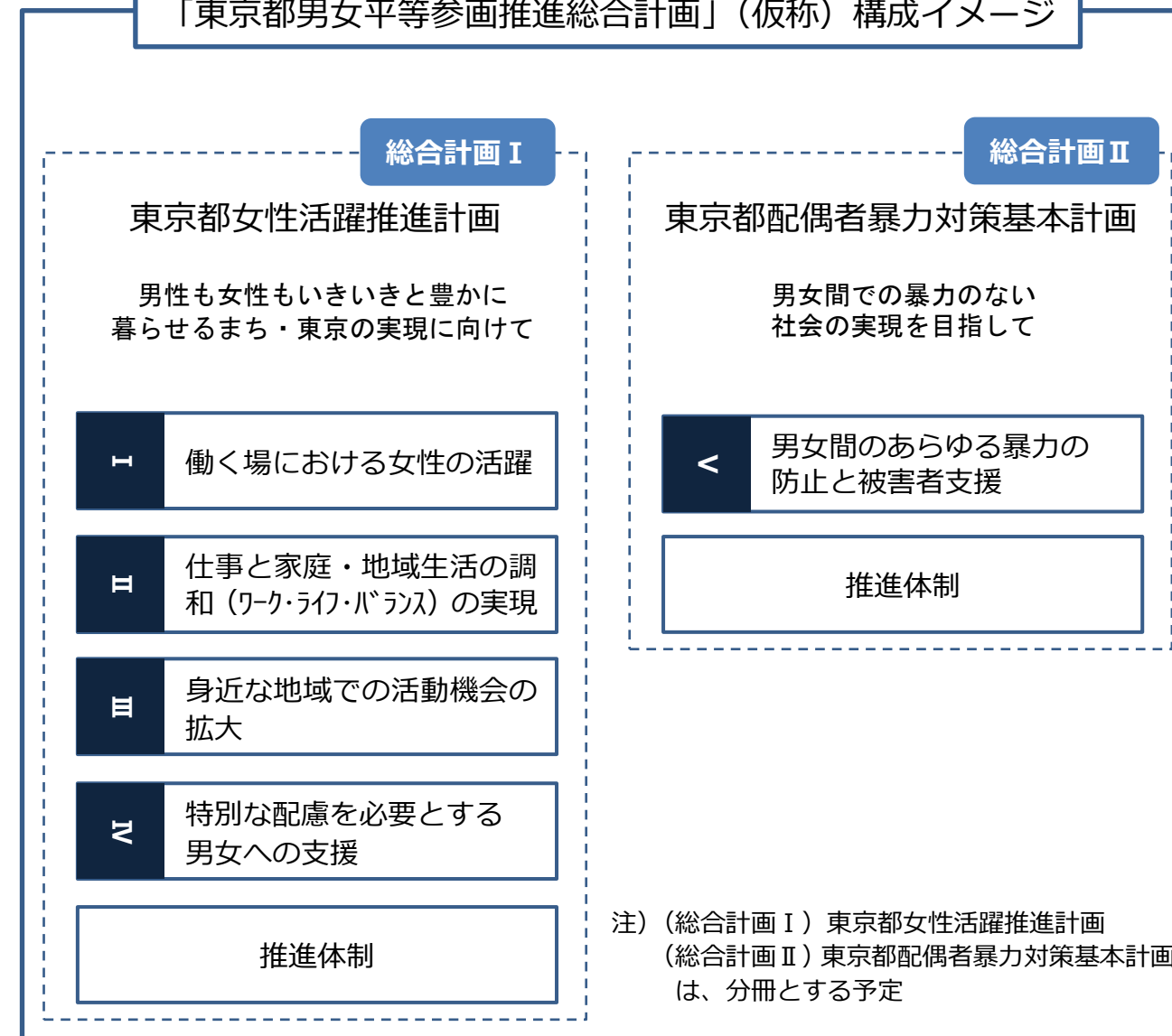
構成について（案）

今回の改定等に当たり、男女共同参画社会基本法に基づく都の計画は、
「東京都男女平等参画推進総合計画」（仮称）とし、

- **「東京都女性活躍推進計画」**（総合計画Ⅰ）
※現行の「男女平等参画のための東京都行動計画」の対象領域を網羅しつつ、女性の活躍推進の比重を高めた計画
- **「東京都配偶者暴力対策基本計画」**（総合計画Ⅱ）
※「配偶者からの暴力への対策」を主たる対象領域とした上で、「性暴力・ストーカー等のへの対策」など、近接する課題を併せた計画）

の2部構成とする。

「東京都男女平等参画推進総合計画」(仮称)構成イメージ



注) (総合計画Ⅰ) 東京都女性活躍推進計画
(総合計画Ⅱ) 東京都配偶者暴力対策基本計画
は、分冊とする予定

